

平成 26 年 9 月 17 日

## 外国ユーザーリストを改正しました

経済産業省では、大量破壊兵器関連貨物等に係るキャッチオール規制※の実効性を向上させるため、輸出者に対し、大量破壊兵器等の開発等の懸念が払拭されない外国所在団体の情報を提供する「外国ユーザーリスト」を発出してきたところですが、今般、最新の情報をもとに当該リストを改正しましたのでお知らせします。

※国際合意により輸出規制を行うこととなっている品目以外のものであっても、その品目が大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれがある場合には輸出許可申請を義務付ける制度

## 本件の概要

今般、外国ユーザーリストに大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画に関与する団体の情報を、以下のとおり加除しました。

(追加)

No.	国名、地域名	企業名、組織名	別名
393	北朝鮮 North Korea	Ocean Maritime Management Company, Limited	OMM

(削除)

No.	国名、地域名	企業名、組織名	別名
307	インド India	Aeronautical Development Establishment (ADE), Defence Research and Development Organisation (DRDO)	
310	インド India	Defence Metallurgical Research Laboratory (DMRL), DRDO	
311	インド India	Defence Research and Development Laboratory (DRDL), DRDO	
313	インド India	Hindustan Aeronautics Ltd. (HAL)	
315	インド India	Research Centre Imarat (RCI), DRDO	
316	インド India	Vikram Sarabhai Space Centre (VSSC), ISRO	

※改正前のNo.308はNo.307となり、No.309はNo.308となり、No.312はNo.309となり、No.314はNo.310となり、No.317-No.398は6ずつ、No.399以降は5ずつ番号が繰り上がります。

今般の改正は、8月15日の北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画等に関与する者に対する資産凍結等の措置に係る外務省告示が公布されたこと及び9月1日の日印共同声明を踏まえ、これを参考として行ったものです。

(参考)外国ユーザーリストとは

キャッチオール規制の実効性を向上させるため、輸出者に対し、大量破壊兵器等の開発等の懸念が払拭されない外国所在団体の情報を参照用として提供するものです(禁輸リストではありません。)。輸出者は、輸出する貨物等のユーザーが本リストに掲載されている場合には、当該貨物が大量破壊兵器等の開発等に用いられないことが明らかな場合を除き、輸出許可申請が必要となります。平成14年4月のキャッチオール規制導入時より公表しています。

(本発表資料のお問い合わせ先)

貿易経済協力局安全保障貿易管理課長 風木

担当者: 林

電話: 03-3501-1511 (内線 3271~4)

03-3501-2800 (直通)